

(仮称) 門真市自治基本条例を考える市民検討委員会

第1回 策定部会 議事録

平成22年11月7日

門真市民プラザ2階生涯学習センター集会室

事務局：定刻になりましたが、学識の先生方が門真には着いていらっしゃるんですが、道に迷っておられまして、まだ到着されておられませんので、事務局より、本日の内容についてご説明させていただきます。

策定部会は、本来ですと検討部会で議論していただいた内容について条文化していくところですが、まだ具体的な項目について議論がされておられませんので、本日は前文について方向性をお話したいと思えます。

委員A：前文とかに関わりなく、条例に盛り込みたいことを皆に発言してもらうようにする方がよい。

その発言の中で、内容に応じて前文に盛り込んだり、条文に盛り込んだりすればいいと考える。

いきなり前文と言われても、どういう位置づけなのか私もまだ分かっていない。

ですから、各委員に条例に盛り込みたいことを言ってもらい、内容に応じて分類すべきだと考えます。

この方式の方が市民としては発言しやすい。

委員B：それが分かりやすくいいと思う。

また、課題等を事前に言ってもらえれば、市民も自分で調べて勉強できる。

私なりに他市の前文を見てみると、どこも素晴らしいことが書かれている。

ただ、門真市の前文は、否定から入ってもいいと思う。

現状のここが悪いから、そこを変えていきますといったものにするにより他に無い面白い前文が出来上がると思う。

まずは、反省から入る、変えるということが大切だと思う。

事務局：前文については、これが正しいというものはありません。

市の方で当初、スケジュールを立てさせていただいた時に、検討部会につきましては、高いレベルの議論というのではなく、それぞれの方が日常生活において思っておられることを出していただく場だと考え

ております。

委員A：まだ、議論は始まっていないが、この策定部会の位置付けというものははっきりさせておく必要があると思う。
検討部会で何の作業をして、策定部会で何の作業をするといった役割分担が必要だと思う。
私は、まだ全体像をよく理解していませんが、他の皆さんはお分かりでしょうか。

委員B：私もなぜ組織を二つに分けているのかまだよく分かっていない。

委員C：ものごとを進めていく上で、全体像を分かっておく必要がある。
先ほど言われていたように、反省から入っていくべきなのか、それとも自分らがこういうものを目指したいとして入っていくべきなのか、一つずつ、固めていかなければならないと思う。

委員D：本当に今は手探りなんで、このままずっと手探り状態がつづくよりも、一定、こういうものという目標を定めてそれに向かって議論する方が私はやりやすいと思う。

委員C：これだけの人が集まっているので、それぞれ出し合って、それをもとに決めていくやり方をするほうが、皆前向きになると思う。
あまり一方的な考え方になって、孤立しても問題だと思う。
やはり、皆さん色々な地域から来られており、それぞれの地域で色々な問題があると思う。それぞれの問題を出し合い、どうして解決していくべきかを考え、皆で方向付けをしていく方がいいと思う。

委員D：ここで、策定部会の位置付けを少し説明してほしい。

事務局：検討部会から先にお話しいたしますが、結論から言いますと、検討部会ではそれぞれが考える課題をポストイットに書き出し、課題の抽出を行っていただきたいと考えております。
それぞれが書き出した課題を班で取りまとめてもらい、班としてこういう結論になりましたというものを作っていただくことを考えております。

委員A：その課題のタイトルというものは、既に決まっているものなのか。

事務局：課題については、以前にお配りしているそれぞれの回の次第にかかせていただいているものを想定しております。

本来ですと、第二回でしたら、現状の課題、市全体のことでそれぞれがどのように思っているのかを出し合っていたらいいと思っております。

これについては、前回、皆さまの自治基本条例に対する思いというものを聞かせていただいたところです。

今回は、市民の課題となっておりますので、それぞれ個人として思っておられる課題としてご記入いただきたいと思いますと思っております。

例えば、それぞれの地域でお住まいの中で、個人として感じておられること、これは行政に対してではなく、個人として、こう関わっていたらなどの、市民個人で思われる課題に限定してあげていただきたいと思いますと考えております。

委員A：それでいくと、いつになったら自治基本条例がでてくるのか。

事務局：それらを総合したものが自治基本条例になってくると考えている。

委員A：そうするのであれば、数年前の都市ビジョンの市民会議の段階で、議論されたものであり、今回は自治基本条例であるので、それに絞って議論しなければ、ものすごく広い範囲での議論になり、ギャップが生じることになると思う。

このようなことをして条例制定に追いつくのか。

事務局：それでは、自治基本条例はどのようなものだと思っておられますか。

委員A：まず、自治基本条例に盛り込みたいことを考えることからスタートすると思う。

事務局が言うのは、門真のまちづくりの課題、門真には自治基本条例が無い、基本条例を作るに当たってどのように思うかという課題で考えていくべき。

何を条例に盛り込みたいかなど、いろんな範囲の言葉を拾っていく、その中から、一方では、他市でも自治基本条例があるので、それらを参考に各分類に分けていく、その後、市民の課題を検討し、それを文書化すれば、基本条例での市民の立場だとまとめられると思う。

委員D：資料5によると、今、11月の始めですので、市民個人の課題、次回は議会・行政の役割、と順番に進んでいくんですよね。
それで、6月から条例原案作成ということですよ。
とにかく意見を来年の5月まで出し合って、それから条例の原案を作成するということですよ。

事務局：スケジュールとしましては、今年度につきましては、3月まで課題を整理したいと考えております。ですので、市民個人の役割、市民団体の役割、行政の役割、議会の役割の4つをまず議論していただき、それぞれの議論の中から課題として現れてくるものがあると思います。また、その課題も地域の課題であったり、行政に対しての課題であったりとかして、これらの4つのテーマをすることにより、次の課題が見えてくると思います。
まず、柱となる4つのテーマを議論していただき、この方法で文言として残していきたいと考えております。

委員D：原案作成はどこで行うのか。

事務局：原案の作成は、この策定部会で行います。策定部会は、検討部会2回分をまとめて策定部会にかけることになります。それぞれのテーマごとに模造紙を班別につくります。その中から一番多く書かれている事柄が一番関心を持たれているとも考えられるし、その言葉について掘り下げていくことも可能かと思えます。
また、貼り出された言葉の中から、これは条文に持っていかなければならないという議論もこの場で行っていただきたいと考えております。

委員D：策定部会は次、1月に予定されていますが、その時には何をするのか。

事務局：そのときは、次回12月に行う検討部会で議論された、市民個人の課題をまとめていくという作業を策定部会にお願いしたいと考えています。
ですので、策定部会というものは、検討部会を出していただいた意見の中から、何を条文に盛り込むのかを検討していただく場が、策定部会だと考えております。

委員A：それでは、検討部会・策定部会をコントロールするところはどこになるのか。

条例を策定する過程で、この策定部会と検討部会の他に何かグループがあるのか。

事務局：いえ、その二つの組織のみです。

委員D：それでは、企画課が意見をまとめていくのか。

事務局：企画課ではまとめることはいたしません。

委員A：それでは、今回の資料にあるように前回のまとめの資料は誰が作っているのか。

事務局：委員長です。そういう意味でのコントロールであれば、委員長となります。

事務局としましては、日程調整を会場の設定を行います。

委員A：事務局は日程調整ということになると、条例制定作業の推進管理は委員長が行うということになるのですか、それとも企画課の誰かが行うのですか。

事務局：検討部会の進行につきましては、議長に委員長をお願いしましたので、議事の進行につきましては、議長となります。

委員C：先ほども言ったが、4つのテーマの中でそれぞれが思っている意見があると思う、それをある程度まとめたうえで先に進むべきだと思う。皆が同じ考えをもって真剣に取り組まなければ、役所だけで作ると市民とかけ離れた条例になってしまいかねない。

委員A：とにかく、前文から入るというよりは、門真の課題ではなくて基本条例にどのようなものを盛り込みたいかという全般的な話からスタートした方がいいと思う。

委員D：基本条例の形は様々なものがあると思うので、検討部会では委員がこのようなものがある、あのようなものがあるという風に自分の思いを言う。策定部会では、検討部会が出た意見をまとめるという立場になるということですね。

事務局：簡単に言いますと、検討部会では班で意見をまとめる、策定部会ではその班で出てきた意見を全体としてまとめるということになります。違った言い方をすると、条例づくりは、今年度は置いておいてください。今年度は意見の整理を行いたいと思います。

【学識経験者 入室】

委員E：ひとつよろしいですか。私は検討部会の部会長をさせていただいておりますが、KJ法で皆さんから意見を出していただき、それをグルーピングして何に分類するのかが、いわゆるKJ法ですが、このグルーピングをする大前提が第5次総合計画であり、これを除いては話にならないと思います。ですから、グループで分かれるタイトルはあくまでも第5次総計の中でくくられるものです。そこから逸脱してしまうと、一からやり直しになってしまいます。

委員B：同じ作業は二回もする必要はないと思う。総計策定時に一度やっているののでそれに基づけばいいと思う。それより条例は何かと言えば権利と義務です。ですから市民の義務、議会の義務、行政の義務、そのところをまとめていくことから法令というものは作っていくものだと思います。そこを外さずに進めていかなければおかしくなると思います。

委員C：その一番の根本ができればいいのではないか。それぞれの地域での課題を検討していくことから始めなければ前に進まないと思う。私も前回の（総計）検討委員会に参加しこれ（総計）を作ってきたので、できればこれを盛り込んでもらいたい。関係者ですので責任も持たなければならないし、きっちとしたものを作っていきたい。ですが、皆さんの意見が一番大事であり、みんなで考えなければならないと思う。

委員B：ここ（総計）に入っているものを受けて作っていくべきだし、そこに足りないものがあれば逆に言って下さいというような感じで進めばいい。新しい人の意見を入れればいいと思う。

委員A：一部では総合計画は一部の人の意見を取り入れて作ったものとの意見があるが、総合計画は市民会議もやっていますけど、子供会議も行ったりと産業分野などに色々なアンケートを取って、各層全般で作り上げ

たもので、決して市民会議で意見を言った人だけのものではない。

委員B：全般的に総計を読んでもらって、そこに意見を付け加えていくことが必要だと思う。2回も3回も同じことをするのはもったいないので、法令を作るという気持ちでやっていかなければならないと思う。内容は権利と義務です。

委員A：法令を作る、条例を作るということに焦点を絞って議論していかないと進まないと思う。いつも門真の問題点についてああだ、こうだ言っているのは楽しい、しかし、それだけでは何も積み重ねがない。せっかくするのだから、各層、本当にたくさんの人が参加し、作っていくべき。

門真の職員の方も大したものですよ。総計ではきちんと目標値を定めている。他の市のものを見ても目標値なんかは無い。よくできていると思うので、この財産を生かささない手はない。この財産プラス基本条例という核で話を進めていって欲しいと思う。

事務局：それでは、いったんここで5分ほど休憩をはさみたいと思います。

【休憩】

委員長：遅れて申し訳ありませんでした。この間、皆さんで色々議論なされたと聞いております。

今日は、むしろこれからの議論の仕方、方向性について少し意志統一した方がいいのではないかと思います。

その前に前回までのおさらいをしたいと思います。振り返りシートの集計結果は後でご覧いただくこととし、この前の議論の流れとしては、最初に参加メンバーの市民の方と行政職員の方に、私ならこうなりたいという思いを語っていただきました。これらは自治基本条例を作っていく上での精神的な基盤になっていくものであると考えております。ですので、今回は一定その精神的な基盤作りの整理をさせていただいたところです。

それから、前回、自治基本条例づくりへの思いを語るということで、色々語っていただきました。色々表現は違いますが、思いとしては皆一緒かなと考えております。

ただ、誤解を招いたのが、総合計画を機能させるための課題、これが私が言っている課題ですので、これをきちんと動かしていくにはどの

ようにしなければならないのかを考えなければならない。
そのために、市民はどのようなことを考えればいいのか、行政はどうやったらいいのか、ということで前回話をさせていただいた。
皆さんに思いを語っていただいたのが資料NO. 2となっています。
これは皆さんに書いていただいたメンバーの声というものです。
ただ、分類の仕方については、私の考えで分類させていただいておりますので、この点については色々ご意見があるとは思いますが。
分類を試みたところ、いわゆる条例体系として考えた場合の、前部に当たる部分が自治基本条例が目指すべき姿①②③であり、市民と行政との関係、市民参画・協働、基本条例と総合計画とに分類させていただいております。
この分類の結果で、右側、ルール化するとすればどんなことをルール化すればいいのか参考的に載せております。
前回のメンバーの声を前提にすると、最高規範性とはどう考えたらいいのか、文化の継承発展とはどう考えていいのか、あるいは誰もが、子どもが住み続けたいまちとはどんなまちなのか、みんなが共有できる条例とはどんなものなのか、恐らく前回の議論の中では、このあたりの事柄が前文の中できちっと表現されなければならないということではなかったかなと思います。そういう形で議論したことを順次整理しながら進めて行こうと考えております。
従って、最初の私の思いとしては、今日の段階では資料NO. 1あるいはNO. 2を参考にしながら門真市としてどんな方向を定めたらいいのか、基本的には総合計画がありますから、機能させる前提がありますが、そのためにはどんな方向性をこの条例に盛り込んだらいいのか、だから必ず全体として守らなければならない方向性、最高規範性、条例の位置付けをどう考えるのか、あるいは門真市の文化・歴史をどう継承させて発展させていこうとするのか、あるいは、これまでやってきた門真市の自治の歴史を前提としてこれからどういう形で発展させていくのか、子どもが住み続けたいまちを作っていかなければならないなど、前文として、これからの方向性としてどんなことを盛り込んでいくかというキーワード抽出や整理といったことを今日のメインテーマとしてやっていければいいなと思います。
今、お話しさせていただいたのは、総合計画の枠組みに沿って一つ一つ、どういうふうになれば総合計画が動くのかということをお前提に議論した方がいいのではないかとということであると思います。
前回の検討部会で、次回は市民の立場から見た、市民としてどういう意識を持たなければならないのか、行政との関係でどう関わっていく

のか、そういう議論をしようと思っておりましたが、そうではなく、総合計画の類型ごとに考えていくということで…。だいたいこのようなことですかね。

委員A：それは一例であり、特にこういう方向性というものはないですが。ただ、総合計画を基本に、その目的を達成するために、どう基本条例があればいいのか、また、前文など色々ありますが、始めから前文にこだわるのではなくで、条例に持ち込みたいことを全員で言い合っただけで、その中からこれは前文、これは条文というふうに分けていくという方向の方がいいのではないかとはいはなしを、もうひとつは、検討部会と策定部会の役割の違いをまだ分かってないところがあるので、そのへんをどうするのかという話をしていた。また、基本条例というのは市民・議会・行政の権利義務の問題であるので、そういうことに焦点を絞って議論していくべきだという意見がありました。まず、策定部会と検討部会の位置付けを整理してもらって、この場で考えるべきことと、検討部会で考えることとは違うはずなので、もし先生がお持ちでしたら。

委員長：策定部会はまさしく策定ですから、実際の文書の作成までは、最後は多分事務局というか行政の法務担当で作られると思いますが、ただ市民として、こういう項目はきちんと入れなければならないとか、条例文になっていなくても統一しておかなければならないことがらなどを考える…。

委員A：ということは、策定部会は条例に入れるべき概念、コンセプトを集約する役割があるということですね。

委員長：例えば検討部会で、私のプラン通りでいきますと、前回ご提案があったことですが、市民の思いをいっぱい出してもらい、私なりに全ての意見をまとめさせていただき、策定部会でキーワードをまとめ、整理していく…。

委員A：ということは、検討部会で出てきたものを総括して、恐らく対立する話も出てくるとおられますので、それをこの策定部会で統一するなど、分けるのが難しければそれなりの表現に変え、整理してしまう。検討部会では、それぞれ素案というか、KJ法というのはまとめの意

見にはならなくて、個人の意見だけなんですわね…。

委員長：各個人の意見ですけども、全体としての体系化ができる。それで策定部会で全体を見ながら…。

委員A：対立する部分があったとしても、策定部会で調整してまとめ上げる。文自体は決めないが、こういう概念にしようかと…。

委員B：策定部会でまとめるということは分かりましたけど、その中には自分の意見は入れてはいけないものなのか。

委員長：あくまでも入れてはいけないものではなくて、検討部会の意見を尊重しながら、参加されている皆さんのご意見、総計ではこう書かれているので、こういう方向しなければならないなど、整理しながら、最終的なまとめを…。

委員A：策定部会の委員は検討部会に入っていますから、言いたいことは絶対にポストイットに書いておかなければならない。そうでなければ策定部会で言う根拠が無くなる。

委員長：当然ここでの議論も検討部会で報告しなくていけないので、そんな議論が出ていなかったということになればマズいということになる。

委員B：策定部会はまとめていくことは勿論ですが、自分の意志を入れてもいいわけですね。

委員長：はい。

委員A：策定部会、検討部会の役割は分かりました。じゃ、全体的な推進管理は今川先生がされているということによろしいですか。

委員長：はい。

委員A：進め方では、今日の案では、前文からスタートするといった話があるのですが、先に議論ですかね。今日の策定部会でのワークは何をするのかということをお先に教えていただきたい。

委員長：前文と言うと堅苦しくなりますので表現を変えれば、これからの目指すべき姿、条例そのものの位置付けは、最高規範的なものに位置付けるのか、あるいはもっとまちづくりなり別の観点から位置付けをするのかということの方向性を少し議論していただけたらと思います。
あるいは、門真って前回の議論でもありましたが、いいところをもっと出さなければならないというのももったいな話で、門真ってこんないいところがあって、歴史があるからそれを私たち市民の力で継承していきましょうということを書き込んで前文に書くなど、自治基本条例を前提としたこれからのまちのあり方、そのことについて少しご意見をいただきたいと思います。
それを前文に盛り込むような議論ができればなと思っております。
勿論、結果として、それらが全て前文に載るとか、後の条文に載るとかはあり得ますけども、一応方向で考えていけたらと思います。

委員A：自治基本条例にどんなことを盛り込んでいくのかを議論するということですね。それについてフリートークをしよう。

委員長：そうですね、自治基本条例の重要なポイントを話しましょうということです。細部については、環境等いろいろあると思いますが重要なところを抽出しようということです。

委員D：自治基本条例にはこういうことを書くっていう決まったものはないんですね。

委員長：決まったものはないです。もちろん大体の条例のスタイルというのがありますが。

委員D：スケジュールを見ると来年の6月くらいから原案作成となっているが、原案作成まではただ意見を出し合うだけなのか。とりあえずたたき台のようなものを作っていくという形じゃないと、ずっと手探りが続くんじゃないか。

委員長：話し合いながら段階的に作っていきたいと思っています。

委員D：その方がいいです。

委員F：一般的にはということですが、市の方から他市ではこういう風に作っていますよという資料がありましたよね。それを念頭に置きながらということになると思うんですが、そうすると基本的な項目っていうのは決まっていてそこにプラスアルファで何が書けるのか、あるいはうちはそれは書かないという要素の足し算引き算をしていかなければならない。それが策定部会の仕事だと思っています。

委員D：6月まで文章化しないということではないんですね。

委員長：そういうことではないです。

委員D：検討部会にも文章化したもののやりとりは何回かするんですよね。

委員長：はい。

委員長：それでは、次回の検討部会の進め方ですが、いかがですか。

委員A：検討部会って何をするとところなのかということや、何を議論していくのかという方向性は今川先生が決めるのか、検討部会の議長と調整されているのか。

委員E：検討部会の議長は私が勤めさせていただくことになりましたので、班ごとで議論された内容の結果を策定部会にお持ちする、そして策定部会の内容を検討部会で報告する。それが私の役割です。

委員長：現在の予定では、次回の検討部会は市民の役割や責務について、自分自身はどうなのかについて、それぞれ出し合っていて体系化しようと思っています。その次は行政の関係はどうなのかということです。そのように一つ一つのポイントを整理していきたいと思います。そして、策定部会で体系化していきたいと思います。

委員A：ぜひ検討部会で議論する際には、総合計画の目標を達成するには市民としてどんな問題があるとか枠を決めていただかないと話が広がりすぎるので、お願いしたい。
それで次回は市民の課題について議論するんですね。

委員長：そうです。

委員A：それが条例の中に市民のこととして書かれるんですね。

委員長：内容によっては、公務員とか行政とかになることもあります。

委員B：役所の方が市民に何を求めているのかが気になる。職員もだんだん減ってきて行政でできなくなってくる。それをカバーするというのも自治基本条例の一つの役目だと思う。なので、役所の人から市民にこうしないといけないということを聞きたい。

委員長：門真市のいいところは、検討部会に半分職員の方が入っていますのでご意見を聞きながら進めていくことができます。

委員C：やっぱり市民について議論するなら、権利と義務じゃないか。今こんなに財政が厳しいのは権利を主張しすぎた結果で、市民はやってもらって当たりまえが普通だったから。権利と義務は半分半分だということを書いてもらいたい。

委員長：検討部会ではたくさん意見を出していただいて、策定部会で権利や義務について議論していただければと思います。
検討部会では意見を出してもらい、策定部会でまとめるという位置付けでよろしいでしょうか。

委員E：市民の義務ということは、守らない人には罰則が必要だと思います。この間の広報に門真市の小中学校の成果が載ってましたが、大阪府の平均と比べてみんな悪い。ただ一つだけ良かったのがいじめが少ないということだった。

委員B：それは表面化していないだけじゃないか。表に出ていないことがたくさんある。

委員C：門真の中学出て50年経つけど、前もずっとビリだった。もう少し進歩があってもいいと思うが。反省がたりない。教育とは何かという目的が足りないからこうなる。

委員D：反省というが子どもの成績が悪いのは子どものせいじゃない。

委員B：親の反省、社会の反省でしょう。

委員A：学力が良ければいいのかという面もあるし、それ以外ではどうなのか。例えば、スポーツの成績であるとか。人格はとかいろいろ見る必要がある。

委員E：放課後に勉強を見に行くことがある。すると人の話を聞かない子が多い。落ち着いて話が聞けない。

委員B：大学でも同じようなことが起こっている。携帯をさわっているとか、友達としゃべっているとか。ですので、日本全体の問題なんです。

委員E：勉強でもスポーツでも楽しいって思えるようにしないと難しい。まずじっと座ってられないので、先生はしんどいと思う。

委員B：保育園と幼稚園の子でも全然違う。保育園の子は走り回るらしい。幼稚園の子はある程度座る。

委員長：条例で何を強調したいか。例えば今の話では教育について、もっと門真では重点を置かなくちゃいけないであるとかコミュニティの教育の在り方であるとかです。

委員B：強調するなら仕事です。給与所得水準が330万で他市と比べても大きな差がある。これは給与をもらっている人なので、生活保護などを入れるともっと下がる。市内で雇用を増やす、就労指導するなど働く環境を整える必要がある。所得を増やさないと資産も増えないし、教育にかけるお金も出ない。

委員A：所得と学力は相関関係がある。

委員D：市民の権利とか義務という反発する人もいると思う。自分の生活にいっぱいいっぱいの人も多い。収入が少ないのは仕方がないとしても、収入が少ないからいい加減に生きるというのは違うような気がする。

委員C：お金を持っている人は、門真なんてどうでもいいという人が多い。学校も私学に行かせるし、そのうち出ていく。とにかく今は門真に住んでるんだから一緒に考えましょうという状況を作る必要がある。

委員D：思いつききれいごとを言うと門真に住んでる人が一つの家族だと思うのが大事だと思う。そういう考え方に立ちませんかというのが必要。

委員B：お金を持っている人は、そういう考え方を持っていない人が多い。学校も違うし、会社も違うし、コミュニティにも参加しないし、別の世界の人になっている。

委員F：古川橋の再開発で石原町に新しいマンションが建ったが、全く地域と関わりを持たない。自治会にも入らない。ゴミの清掃も市ではなく、自分たちでやっている。学校もほとんどが私学に行っている。地域とのかかわりが全くない。

委員A：それはそれで寂しい話ですね。

委員B：おそらくそのうち出ていくでしょうね。

委員D：子どもがかわいそう。

委員B：だから、そういう人たちはあてにしちゃいけない。
まじめに働くサラリーマン世代など中間層を取り込まなければならない。

委員D：例えば子育てで予防接種を無料にしたら、子育て世代は門真に来ると思う。だから、子育てしやすいというのはポイントだと思う。
ブックスタート事業が始まったが、素晴らしい事業だと思う。これは、ぜひ成功してほしいと思う。4か月の子に絵本をプレゼントするもので、効果としては小学校に上がる子が本を読むようになってほしいということで6年かかるわけだが、性根を入れて門真市全体で取り組むべき。孤立すると虐待に進むので、そういう風にならないように、しんどかったらおいでって言っても、しんどいお母さんは来ない。大丈夫ってこっちからいかないと。

50代60代が一番だめで、自分達のやりたいことを最優先にしている。子育てが一段落した人は子育てを手伝うとか方向で。それは自分が楽しいんです。ボランティアしてて思うのが、学校に入るのが大変。もっと入りやすい状況をつくってほしい。もう少し学校も行政も教育委員会もアイデアを出して、ただ学校には子どものプライバシーもあ

るので、難しいと思うが、入りやすい形をね。
だから子育てのしやすい、子どもが元気に学校に通える自治体を目指せば、税金の払える世帯が集まってくるのでそこがポイントだと思います。

委員長：学校にボランティアの入りやすい環境とか、一言自治基本条例の中に条文を入れると、学校も動きやすくなりますし、個別の条例もつくりたくないということにもなってきます。教育とかの門真の重点を考えるならそういう条文を。

委員D：ボランティアの資質もすごくある。現場で見たことは守秘義務があるんだということをしっかり言うべき。
市民の自覚は子どもに教えていくのが一番いいですよ。自治とか市民の義務・権利を教えていく時間をもっと必要。

委員B：そのとおりです。でもそのカリキュラムを組んだら全部蹴られますからね。もともとの問題は政治と教育が不可侵の関係にあるから入っていけない。

委員D：でもそういうことは政治とは関係ないと思うんです。偏ったことを教えるのはいけないと思うが、市民として市を作り上げていくことを教えていかないと。それを教えるのは政治的なことなんですか。

委員B：入っていけないというかね。

委員長：文科省もコミュニティスクールとかを評価していますので。ただ実際の学校ではなかなか動かないのですが。

委員D：その原因は何なんですか。

委員B：いろんな力が働いているんですよ。

委員長：総合学習の時間とか使っている活動をされているので、どんな風にしたらいいという方向性をここでちゃんと出しておくということですね。

委員D：どれだけ言ってもなかなか。

委員E：法律で言うと、平成18年に教育基本法が60年ぶりに改正されたのですが、その中に生涯学習の理念が盛り込まれているんです。それは成人された地域住民を含めたすべての方が、生涯にわたって経験してきたものを伝える努力義務が課せられている。ただ、教育基本法のこのような改正内容についてご存知の方はほとんど皆無です。だから自分は自分で精一杯という答えが返ってくるんです。一番問題なのは皆さんに対してどうアピールして知っていただくかが課題だと思います。

委員B：条文が変わっているのは知っていますが、そこに入っていき方がないし、現状では無理です。政治が教育委員会を動かせるような形に持っていけないと変わらない。あくまでボランティアはボランティア。お金を取るものではないんです。お金ではなく自分の気持ちで動いていく人間をつくっていく必要があります。

委員D：気持ちと同時に、結果が自分に返ってくるか。すべては自分に返ってくるという意識を持たないとだめですよ。

委員F：お話を伺っていて、色々テーマが出てきましたよね。生活保護、就労、教育。さっき委員長がおっしゃいましたが、総合計画では6本の柱があって、まんべんなく話が出てきたかと思います。ですので、この整理はとても優れているのかなと思います。ひとつ気になったのが、それぞれの分野で行政の役割は書かれているが、行政だけで良いのかというのが今の話だと思います。分野で共通するものを書けば自治基本条例にもなっていきますし、個別分野で強調するものがあれば、門真らしい条例の姿につながっていくと思います。総合計画をつくったときには自治基本条例はありませんでした。だからこの中にも自治基本条例に書いたほうが良いものもあると思うんです。次につくるときは自治基本条例がルールになると思います。

委員長：最後にお話のあった自治基本条例を柱にして総合計画をつくるというのは、岸和田市が例としてあります。条例をつくった後の方向性も出したほうが良いということですね。

委員F：後、私が思ったのは、検討部会ですが、個別分野で議論の性質が違うのであればそれを積み上げて、策定部会に持ってくる分をやり取りすると面白いという気はしました。

委員長：そうですね。それをやるかどうか。回数の問題もありますので。

委員D：個別というのは。

委員F：私が言ったのは、生活保護等のものです。総合計画の6本の柱で分けたら別のものになると思うんです。
福祉と教育での権利義務でも違うと思います。

委員D：基本理念というのは、門真はこんなまちになりたいというもので。個々の問題点は本当に絡み合っています。教育でも生活保護でも医療でも。それをどう整理するのか。

委員長：それは検討部会の全体を聴いて、これは足りないというもの、強調したほうがいいものを盛り込むかどうか。

委員A：具体的なものはわかりませんが、自治基本条例で取り扱う項目はここまでということで、ここから先は個別の条例でという風に整理したらいいと思います。

委員長：ただ条例の解説文を書くときに、このような議論をしてこの条文になったというストーリーを書かないといけない。だから、教育ではこんな課題があって対応しないといけないと書かないといけないので、個別に議論しないといけないことになります。

委員D：でもこれをつくるときに、やっぱり小中学校で子ども達に教科書をつくって、こういうまちを目指すという教育をしないといけないと思う。

委員B：それは良いことですよね。教育委員会に時間をとってもらわないといけない。

委員D：条例で、自治基本条例は子どもに教えていくべきだと入れてもらわないと。

委員F：市のまちづくりについて説明か何か。他市でもやっていると思います。

委員G：私のまち大阪みたいな教科書があるはずなんです。そこにいれてもら
うとか。

委員D：そういうものがあってもやっていない。

委員F：教え方もあると思います。まちの客観的な情報が載っていて、社会科
の授業でやるプラス、最後にやっていく。そういうのはあります。

委員B：取組みに関するものがないので、それはやったほうが良い。

委員長：守山市では小中学校で教えることをやっています。

委員D：小中学校に足りないものは、議論がないんです。小学校でもさせたら
いいと思います。

小学校で座ることもできない子どもがいるが、それは面白くないから
だと思う。議論の場を増やしたら言葉も増えるし、やっていったら
いいと思う。

委員A：街角で、お母さんが子どもを罵る光景をよく見るんです。その子ども
が社会のルールを守りえない。

先ほどの話ですが、授業が面白くなくても座っているのが社会のルー
ルなんです。そのへん家庭の問題が出てくるから非常に難しい。

委員B：モラルのない家庭で育ったらそうなります。せめて学校の中でも躰と
してやっていかないと。基本の行動ができていないから社会に負担が
来る。

委員A：映画館でも、途中で入ってきた家族で、お母さんが屈めば子どもも屈
むが、お母さんがしなければ子どももそのまま。子どもは親を見てい
るだけなんです。

家庭を変えていくのは、なかなかここでは難しい。

委員D：50代60代の親が、もう少しがんばらないと思う。

委員C：50代60代はもっと気楽に生きれたからね。

委員D：これだってボランティアじゃないですか。遊びに行くのはお金かかるけど、ボランティアはお金がかからないんですよ。でも充実する。だから50代60代はお金もないので、ボランティアで遊ぶしかないなど。

委員B：そんな人がもっと増えないといけないんですよね。

委員H：でも門真もボランティアグループがとても多い。この間のボランティアフェスティバルでも結構な人数で。

委員A：人口の割に多いと聞いています。

委員H：おかしいと思ったことがあって、守口門真青年会が小池百合子さんを呼んで講演会をしたんです。守口と門真の教育委員会と花だんごとになっていたのに、そのときのメンバーは花だんごだけだった。だから知らせていないんですよ。

委員D：広報には載っていたんですか。

委員H：出てましたかね。

委員D：広報を見ない。見ない人が多い。

委員長：そういうとき、芦屋では、市民の方たちが連携し情報共有したり発信できる拠点整備をします、という条文ができています。で、市民活動センターを中心に市民への情報発信をしています。行政から情報ももらって市民に発信するという。

委員D：この間の文化祭で、近所の方に面白いよって言ったら、文化祭って何？って。広報にはいろんな記事があるから、イベントは別で特集を組むとか。
その人は、ラブリーフェスタは広告もわかりやすくて行ったらしいんです。ラブリーフェスタに来てほしいという商店街の気持ちの表れが出ていると思います。

委員長：それは行政の役割とも違いがありますから。

委員G：ラブリーフェスタは新聞に広告を入れているから。

委員D：広報も少し工夫してほしい。せっかくお金を使って全戸配布するのだから、もっと活用してほしい。
無作為抽出でいいから、広報をどのように見ているかというアンケートをとってもいいと思う。

委員長：市民の目線で改善する自治体という声も出ていたので、そこに盛り込むのもありますね。

委員B：イベントも、結局ウィークデーにやられて行けないんです。無理やり動員です。動員しないといけないようなものはやめたらいいし、しなかったら土日にやるべき。怠慢だと思います。

委員D：私も動員で行きましたが、行く度に行ってよかったと思いました。

委員B：ほとんどの人は無理やりです。また行かされるのかという感じで。もっと魅力あるものにするためのチェックもされているのかという気がする。協働の時代なので、我々もするから市もしてほしいと思います。

委員F：今の話は公聴かなと思って伺っていたのですが、自治基本条例に入れるときは例えば情報の共有みたいな話の知恵の絞り方だと思うんです。

委員長：このまちにとって重要だということであれば前文に書き込んだり、きっちり押さえないといけないときは条文に書き出したりの整理のところで進めていければと思います。

委員D：やっぱり市民が入ったほうがいい。

委員C：どっちにしても行政も市民も助け合っていないといけない。助け合いの精神が出てこないといけない。

委員D：日本って、身内と外をすごく分けるんです。だから私は、家族と思ったらいいと思います。

身内に対して良くするのはいいことであり悪いことなのですが、それを逆手にとって門真市民は皆家族だという気持ちでいればいいと思う。

委員B：情報の公開はすごく大事で、我々もそれを見て判断できるので、会議でも全部オープンにして見せてほしい。その中で関心を持つ市民が出てくると。
情報公開を第一にしてほしいと思います。

委員長：今日発言されていない方はぜひお願いします。

委員I：私がコミュニティに参加できたのは子どもができてからです。子ども会があり。子どもができるまでは参加できなかったんですね。
今子どもがいない世帯が増えているので、いかに巻き込んでいくかですね。
今の人は利己的で、自分さえよければいい。協働がいいということをいかに気づかせるかが必要だと思います。しゅしゅやっても、やったらよかったという、引き込む方法をこの条例でできたらいいのかなと思います。

委員D：ボランティアってただ働きという。

委員I：ボランティアは報酬を期待しませんから、心が豊かになる。いいものだと思うんですけどね。

委員長：はい。

委員J：皆さんの話を聴いて、こうやって一部の人だけになっているというのは気になる。その先に広げるのが一番重要だと思う。
ボランティアをやるにしても、誰かが旗を持たないといけない。旗を持つ人は大変なんです。でもやりたいと言う人は多い。その中で次の段階へ進める方をどうやって育てていくか条例の中に書いたらすばらしいと思います。
あと、義務もわかるのですが、飴も与えないといけないのかなと。がんばっている人にプラスアルファはありかなと思っています。行政はみんな平等にしないといけない。それ以上は協働で育て、差が出るのは仕方がないのかなと思います。
こういうのは楽しいですよ。自分の子どもはずっと門真市外の学校

に通わせているが、今となっては悪いかなと思っています。地元友達もいないし。

委員D：私は子どもには高校からは市外に行くようにいいました。井の中の蛙になるし。でも小学校のときは市外に行かせる気はありませんでした。

委員長：他にありますか。

委員G：先ほどボランティアにプラスアルファや楽しみをいう話がありました
が、私小学校のコーディネーターをしていて、図書のボランティアとか
かしてもらっているんです。そうしたら図書の先生がボランティア
さんの運ぶ荷物を運ぼうとするんですが、それはやめてって言う
んです。本人は楽しみで来ているから。
ボランティアさんはちょっとした会話とかを楽しみに来ているんです。
みんなに楽しんでもらって、自分も仕事が楽になる。先生には先生の
仕事があるから、それをしてくださいという話をしました。プラス
アルファってそこかなと思います。

委員B：そう思わないといけませんよね。

委員D：ボランティアってどうしても行政がやらせる、ボランティアもやっ
てあげているという考えなんですよ。

委員G：そう思うのですが、基本的に先生の手の届かない雑務をまずこなす、
それはまず図書だし、子どもにとっても図書を良くするのは大事な
ことです。

委員D：ボランティアは自分のことは自分であることを基本に置かないと。ボ
ランティアに行ってお茶も出ないっていう人もいます。それは違
うでしょ。

委員G：ただ、行く以前に先生方が、何かしてもらおうということに対してす
ごく気を使ってらっしゃるんです。例えば学校の授業に地域の人が入
ることにすごく気を使うだろうし、煩雑な作業をボランティアさん
にしてもらうことも気を使う。
だから学校は自分達で固めてやっていくものという今までの感覚があ
るから、そのへんからほぐしていかないと。

委員K：私たちもボランティアで、川をきれいにしようということで小学校の父兄参観の日に行ったんです。だから学校によってはさせてくれるところもあるんです。

委員G：そういう環境ボランティアは学校に入りやすいんですが、例えば一般の、花壇のお世話を手伝うボランティアとかの、学校で管理職が要望をどういう風に現場に伝えて、地域に伝えて人を集めていくかすごく難しい。

委員D：だから学校支援ボランティアは、登録はしたけれども、地域支援コーディネーターも教育委員会も学校も介入しない。だから登録しただけなのかなど。

委員G：ちょっと話は脱線していると思うが、結局、学校支援コーディネーターというのは、ボランティアしたい人と学校の希望をマッチングしていくお仕事なんですね。学校から要望があがってこなければ、人材を探すこともできないんです。じゃあどれだけ学校から要望があがってくるかといえば、そんなに多くない。

委員D：学校からこんな人がほしいという要望はないんですか。

委員E：私が担当している校区ではあります。何個か今やっています。

委員L：学校によって違いますね。私は学校のクラブの顧問をさせてもらっている。

委員D：せっかくそういう制度があるんだから、もっと活用できる方法はないのかなと思います。やりたい人がいて、必要なところがあって、それがマッチングしないのはどこが悪いのかという。

委員E：結果的に、学校支援ボランティアに登録された市民の名簿がございます。その名簿を誰が責任を持って保管するのか、門真市全体ということになるので教育行政の教育委員会が保管しています。コピーはできませんが閲覧はできるんです。だからアナウンス、徹底周知する方法をみんなで考えていけば、この

条例に関しても浸透していくんじゃないかと思っています。

委員D：せっかくいいものがあるのに、うまく活用できないのは制度上の問題。

委員E：そうです。だからそういうところを考えて、この自治基本条例に関してもアナウンスをどんどんしていくべきだと思います。

委員D：同時にボランティアの資質ですよ。守秘義務とか。そこは同時進行でやらないと。先生も怖いと思うんですよ。地域の方が入るのは。私もボランティアする人を誘いたいですが、よほど信頼できる人でないと誘えない。

委員L：私も学校で子ども達で接しているが、学校外、地域での見守りもできるんです。ボランティアで子どもと知り合ってるから、声をかけることができる。子どもも聴いてくれるし。とても楽しいし、近所の人も慕ってくれる。

委員D：いろんな意味でこういうものをアナウンスして、機能するのはいいこと。

委員L：いいことです。だから大人たちも知らないところには立ち入りにくいから、イベントはたくさんつくってみんなで盛り上げていくのをやっていきたい。

委員長：私の影響で延長して申し訳ありません。

今日は口頭の意見交換でしたが、重点を置かないといけないところ、課題のところがいくつか出てきましたので、紙で整理させていただいて今後の資料とさせていただきます。

今日はこのへんで終わらせていただいて、次回は本格的にどこに力点を置いて、どんな方向で条例を考えるかという議論ができればと思いますので、よろしく願いいたします。